

福岡県医発第666号(地)
平成20年 6月12日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定
保健指導に関する記録の様式等について(補足説明)

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部健康増進課長、医療保険課長連名で別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、平成20年4月21日付け福岡県医発第176号(地)にてご通知していましたが、今般、当該様式等について各方面からの照会等に対して、補足説明として基本的な整理を行った旨を通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

特定健診担当理事 名取一幸
特定健診副担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

(公印省略)

20健第1121号

20医保第454号

平成20年6月3日

(社) 福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課長

福岡県保健医療介護部医療保険課長

電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録
の様式等について（補足説明）（通知）

このことについて、別添のとおり、平成20年5月28日付事務連絡により、厚生労働省健康局並びに保険局より通知がありましたので通知します。

つきましては、貴会関係機関に周知いただきますようお願いいたします。



問い合わせ先

福岡県保健医療介護部健康増進課

保健事業係（担当：坂本）

TEL：092-643-3270

FAX：092-643-3271



事 務 連 絡
平成20年5月28日

各 都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局） 御中
都道府県医療構造改革担当（局） 御中

厚生労働省健康局
総務課生活習慣病対策室

厚生労働省保険局
総務課医療費適正化対策推進室

電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録
の様式等について（補足説明）

標記について、別添のとおり、特定健康診査及び特定保健指導の実施機関（以下「実施機関」とする。）の関係団体あてにご連絡したところですが、その取扱いについて御了知の上、貴都道府県内の市町村及び実施機関等への周知を図られるようよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
平成20年5月28日

(別記) 御中

厚生労働省健康局
総務課生活習慣病対策室

厚生労働省保険局
総務課医療費適正化対策推進室

電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録
の様式等について（補足説明）

電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録（以下単に「電磁的記録」という。）の取扱いについては、「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて（平成20年3月28日健発第0328024号、保発第0328003号）」（以下「局長通知」という。）及び「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の様式等について（平成20年3月28日健総発第0328001号、保総発第0328002号）」（以下「課長通知」という。）によりその様式等が通知されたところですが、その後、当該様式等について各方面から少なからずご照会等を頂いていることから、下記のとおり、補足説明として基本的な整理を行いましたので、貴団体におかれては、関係者への周知等よろしくお願い申し上げます。

記

1. 電磁的記録の様式を示した趣旨

保険者、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第11号）及び同基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第179号）等において電磁的記録の送受信あるいは保存等を円滑に行うためには、これら関係する者（以下「関係者」という。）の間で共通の様式により電磁的記録を作成する必要があることから、通知によりお示ししたものです。

2. 国が示している範囲

関係者が法令に基づき自由に開発・運用すべき各関係者内のシステムの仕様までを規定することは適当ではないことから、国が通知によりお示しした範囲は、1の趣旨に従い、関係者間での円滑な送受信等を可能にするための様式のみ限定しております。

なお、ここでいう様式とは、送付されたファイルが受領側で確実に読み取れるためのフォーマットであり、読み取ったデータをどのように取り扱うか等については、各関係者の運用によることとなります。

よって、電磁的記録の様式とは、局長通知に添付されている資料（ファイル概念図や電子的管理のためのファイル仕様等）、及び課長通知においてお示ししているホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/info02a.html>）を通じて得られる様式（ホームページには XML スキーマファイル、仕様説明書等がありますが、仕様説明書は XML スキーマファイルの説明であるため、様式としては XML スキーマファイルを原則として参照願います）のみを指します。

3. 様式の修正等について

電磁的記録の様式は2に示した範囲となりますが、最も重要な XML スキーマファイルについては、データの送受信に影響を与えることから、通知後の修正は行っておらず、また、仮に修正する場合には、関係者等との事前調整の上で変更する予定です。

なお、仕様説明書については、各方面からのご照会・ご指摘等を受け、誤字の修正、表現の適正化、様式にデータを入力する際の注意点等について、先般、正誤表をお示したところです。

4. 関係者間における運用について

2にお示したように、各関係者内のシステムについては各関係者が法令に基づき自由に開発・運用すべきものですが、前提として、定められた様式により記録を作成可能であるとともに、当該様式を遵守している記録については受領可能であるシステムを構築願います。

また、様式を踏まえた上で、関係する省令、告示等に即し特定保健指導レベル等について適切な情報が入力可能なシステムを構築する等運用上のルールを関係者間で事前に定めることは差し支えありませんが、関係者との調整なく運用上のルールを過度に細かく定めることについては慎重を期されますよう、ご注意願います。

以上

(別記)

有限責任中間法人日本人間ドック学会

社団法人日本病院会

財団法人結核予防会

社団法人全国労働衛生団体連合会

財団法人予防医学事業中央会

社団法人日本医師会

有限責任中間法人日本総合健診医学会